

指定介護予防通所介護相当サービス デイサービスセンター ゆずの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人共和会が開設するデイサービスセンター ゆずの里(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態にある者又は事業対象者に対し、適正な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、知多北部広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター ゆずの里
- (2) 所在地 大府市梶田町二丁目70番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、介護サービスの安定と質の向上に努めるものとする。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
介護職員 2名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、知多北部広域連合の定める額とし、利用者が当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、知多北部広域連合の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴(一般浴)
 - (3) 日常生活動作の機能訓練
 - (4) 健康チェック
 - (5) 送迎
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、片道10キロメートル未満は1キロメートルあたり250円、事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロ以上は1キロメートルあたり500円を徴収する。
- 3 食費は、昼食726円 おやつ代78円、飲み物代25円を徴収する。
- 4 レクリエーション等の材料費は実費を徴収する。
- 5 おむつ代は実費を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大府市の区域とする。

(苦情処理)

- 第10条 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 事業者は、苦情が指定介護予防通所介護相当サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、指定介護予防通所介護相当サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
 - 4 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関し、知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則第65条の規定により市町及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町及び知多北部広域連合からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町及び知多北部広域連合が行う調査に協力するとともに、市町及び知多北部広域連合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 事業者は、市町及び知多北部広域連合からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町及び知多北部広域連合に報告する。
 - 6 事業者は、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関し

て、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事故が発生した場合、事業者は、速やかに、知多北部広域連合、利用者が居住する市町、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従って指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(掲示)

第15条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害させることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(記録の整備)

第19条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人共和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則(最終変更以外省略)

この規定は、2025年4月1日に改訂する。